# 国保連への請求に係る資格チェックエラーについて

資料 2

### 国保連への請求に係る資格チェックエラーについて

#### ●資格チェックエラーとは

資格チェックエラーとは、事業所から請求のあった被保険者の情報と、国保連(尾道市)が保 有する情報とが不一致であることによるエラーです。(いわゆる請求エラー)

- ●よくある請求エラーについて
  - ①被保険者の負担割合を間違えている
  - ②被保険者が要支援・要介護者新規申請又は区分変更申請中に請求する
  - ③居宅介護サービス事業所を月途中で変更したことに係るエラーなお、9月(8月利用分)の請求エラーは111件あり、そのうち①~③の合計が102件と、約9割を占めています。

### ①被保険者の負担割合を間違えている

●請求月に被保険者の負担割合を間違えている請求エラーについて

被保険者が介護サービスを利用した際の利用者負担の割合(負担割合)は、被保険者の合計所得金額等に応じて1~3割(介護保険料の滞納等により4割となる場合あり)となります。

被保険者の負担割合は介護保険負担割合証により確認できますが、介護保険負担割合証の有効期限は、被保険者の介護認定期間に関わらず7月末までとなっています。

このため、毎年、有効期限が8月からの新しい介護保険負担割合証を7月に被保険者へ発行しています。(負担割合の変更がない場合も、前述したとおり介護保険負担割合証の有効期限は7月末のため、新しい介護保険負担割合証を発行します。なお、被保険者の所得情報等の変更があった場合は、逐次新しい介護保険負担割合証を発行します。)

令和7年9月(8月利用分)の請求エラーは111件でしたが、このうち65件が負担割合間違いによる請求エラーとなっています。(なお、8月の請求エラーは77件で、そのうち23件が負担割合間違いによる請求エラーです。)

負担割合間違いによる請求エラーは、介護保険負担割合証を確認することで防ぐことができますので、請求を行う前に、負担割合に間違いがないかご確認ください。(負担割合が更新される8月利用分は特に注意してください。)

なお、同様に負担限度額認定証及び社会福祉法人等利用者負担軽減確認証も8月から更新されますので、合わせてご確認ください。

## ②被保険者が要支援・要介護者新規申請又は区分変更申請中に請求する(1)

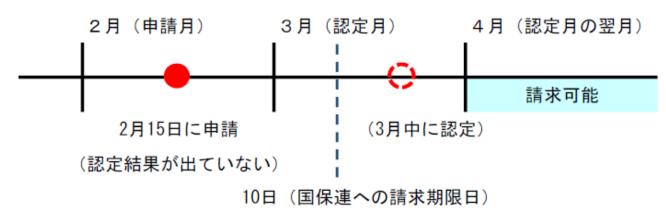
●被保険者が要支援・要介護者新規申請又は区分変更申請中に請求したことによる エラーについて(例 1 )

被保険者が要支援・要介護者新規申請や区分変更申請等を行っており、申請中(認定結果が出ていない状態)に請求した場合、または認定月に請求した場合、エラーになります。(更新申請の場合は、既に認定されている有効期間や要支援・要介護認定は変わりませんので、有効期間内の請求であれば申請中であってもエラーになりません。)

下図(例1)は2月に申請を行い3月(国保連への請求期限日よりも後)に認定結果が出た場合です。

この場合、請求時点で認定結果は出ていないことから、請求してもエラーとなります。 請求は認定月の翌月以降(例1の場合は4月以降)に請求してください。

#### (例1)



### ②被保険者が要支援・要介護者新規申請又は区分変更申請中に請求する(2)

●被保険者が要支援・要介護者新規申請又は区分変更申請中に請求したことによる エラーについて(例 2 )

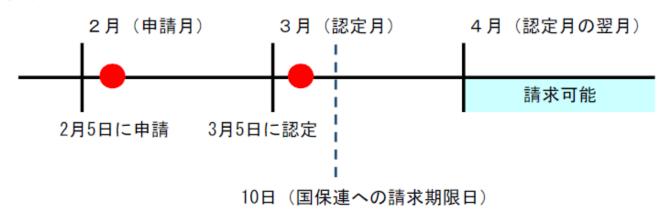
下図(例2)は、2月に申請を行い3月5日(国保連への請求期限日よりも前)に認定結果が 出た場合です。

この場合は、国保連への請求期限日よりも前に認定結果が出ているため、2月分を3月に請求できると思いがちですが、3月の認定結果の情報は4月初めに国保連に報告するため、国保連の3月中の情報は申請中のままとなります。

このことから、請求しても(例1)と同様に請求エラーとなります。

請求は(例1)と同様に、認定月の翌月以降(例2の場合は4月以降)に請求してください。

#### (例2)



### ③月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱について(1)

●月の途中に居宅サービス計画事業所を変更したことによるエラーとは

月の途中に居宅サービス計画作成事業所を変更した場合、給付管理票の提出とサービス計画費の 請求は変更前と変更後のどちらかの事業所が行うことになりますが、請求した事業所を間違えた場 合はエラーとなります。

また、居宅サービス利用の有無についても、例えば届出は「あり」で実際には「なし」だった場合に、実際は「なし」だったからと届出とは違う請求をした場合もエラーとなります。<u>届出の内容</u>の修正が必要な場合は別途ご連絡ください。

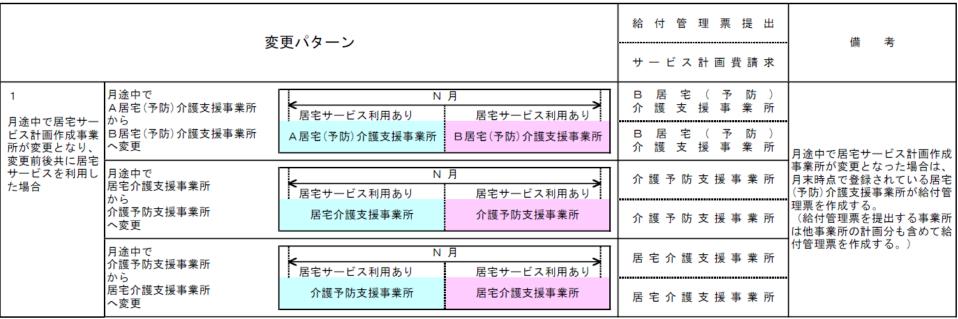
変更前と変更後、どちらの事業所の請求となるかについては、次のとおりの場合分けとなります。

- 1 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後共に居宅サービスを利用 した場合
- 2 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後一方のみ居宅サービスを 利用した場合((看護)小規模多機能型居宅介護利用の場合を除く)
- 3 月を通じて(看護)小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理を行う場合
- 4 月途中で(看護)小規模多機能型居宅介護の利用を開始したあるいは終了した場合

# ③月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱について(2)

1 月途中で居宅サービス計画事業所を変更し、変更前後共に居宅サービスを利用した 場合

この場合、月末に居宅(予防)介護支援事業所となっている事業所が給付管理票提出とサービス 計画費請求を行います。

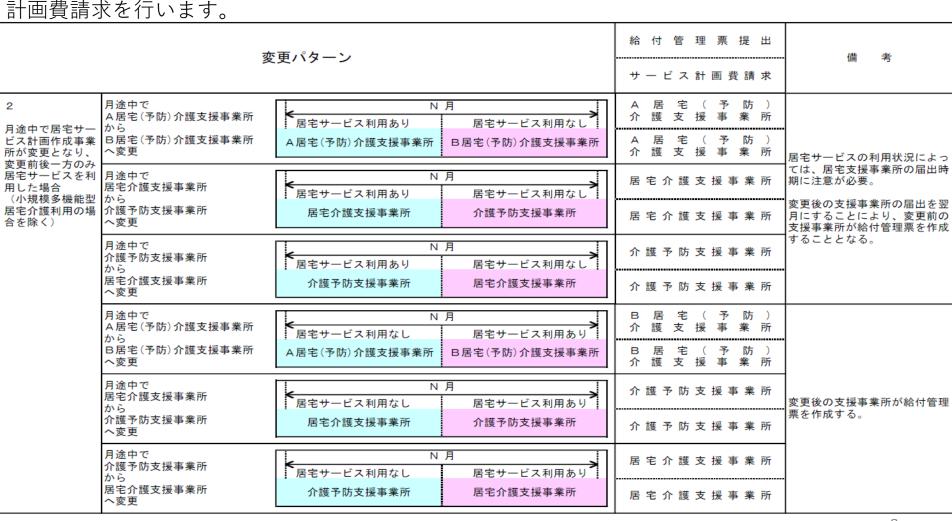


※表中の「居宅サービス利用あり」「居宅サービス利用なし」は、届出についてです。実際の居宅サービス利用の有無についてではありません。 (次ページ以降の記載についても同じ。)

### ③月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱について(3)

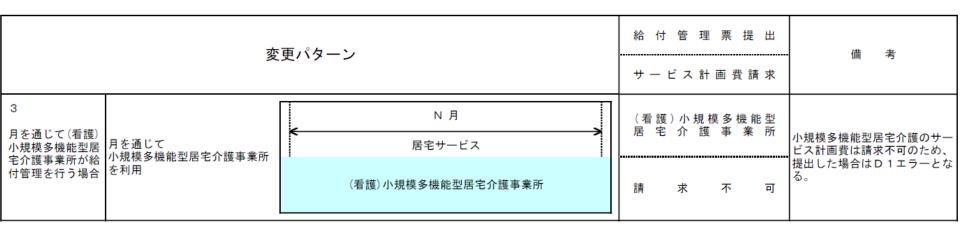
2 月途中で居宅サービス計画事業所を変更し、変更前後一方のみ居宅サービスを 利用した場合((看護)小規模多機能型居宅介護利用を除く)

この場合、居宅サービス利用のあった居宅(予防)介護支援事業所が給付管理票提出とサービス計画費請求を行います



# ③月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱について(4)

3 月を通じて(看護)小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理を行う場合 この場合、給付管理票提出を(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所が行います。 サービス計画費請求を請求した場合はエラーとなります。



# ③月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱について(5)

4 月の途中で(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始・終了した場合 この場合で、かつ、居宅(予防)介護支援事業所での居宅サービス利用があった場合は、居宅 (予防)介護支援事業所が給付管理票提出とサービス計画費請求を行います。

居宅(予防)介護支援事業所での居宅サービス利用がなかった場合は、(看護)小規模多機 能型居宅介護事業所が給付管理票提出を行います。また、サービス計画費請求を請求した場合は エラーとなります。

